

総務常任委員会会議録(平成22年1月28日)

- 1 日時 平成22年1月28日(木) 13時～14時53分
- 2 場所 滝沢村役場 4階 中会議室
- 3 出席者 委員長 齊藤健二 副委員長 柳村 一
委員 佐藤澄子、武田猛見、遠藤秀鬼、鎌田 忍、黒沢明夫
事務局 主任主査 岡田洋一
- 4 説明員 総務部長 佐野峯 茂、税務課長 三上清幸、収納課長 中村 登
収納課総括主査 佐藤 秀

5 調査事項

I 税の賦課徴収と滞納対策について

- (1) 開 会
(2) 委員長挨拶

齊藤委員長：大変お疲れ様でございます。臨時議会の後でもあり大変ご苦労様です。本日は、閉会中の継続調査ということで税の賦課徴収と滞納対策を調査します。担当の方々にはお忙しいところすみませんが、よろしく願います。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

(3) 調査事項

齊藤委員長：調査事項の説明をお願いします。

佐野峯部長：本日の臨時議会ありがとうございました。調査に入る前に現状の説明をさせていただきます。昨日総務省の来年度予算編成についての説明会に行っていました。その中で税関係の説明がありましたので、国全体の状況が地方にも影響するということでご紹介します。国税と地方税の割合は、改正した後も国税6割、地方税4割と言われてきましたが、平成21年度の大幅な税収の減がありまして、地方税の占める割合が47%になったそうです。言われているのは、5対5半分半分にしましょうと言われていたのが、はからずもそういう状況になっているそうです。

来年度の全体の地方財政計画の中で、地方税収を33.8兆円に見込み、一方国の税収を38.2兆円と見込んでいるそうです。この額は平成に入ってから両方を足して過去最低の税額となっているそうです。地方税は、19年度に税源移譲で3兆円増えています。これまでの地方税の最高が39.5兆円あったのが22年度は33.8兆円で税源移譲がなければ30.8兆円だそうです。これは一番低かった30.9兆円の平成元年とほぼ同額で過去最低となっており、それほど日本の経済は厳しいということを物語っているそうです。そういう中で、来年度の国が見込んでいる地方財政計画は、21年度決算見込みで例えば個人住民税を12兆4千億と見込んでいるものを11兆3千億ということで9.1%減と見ており、法人税は20年度8兆4千億円あったものが21年

度の決算は4兆5千億円ではほぼ半分で、22年度は若干回復するだろうということで5兆円ほどでみているそうです。その他、地方消費税、自動車税、固定資産税、たばこ税でたばこ税は1本あたり5円程度値上がるそうで、その影響があり2.5%ほど差し引き下がるだろうということです。このことが何を表すかという、このことは村においても同様に平成22年度の税収が非常に厳しいと予想されます。

それと税の関係の国における改正の状況であります。言われております子供手当に伴う個人住民税の扶養控除が、その年代16歳未満に係る扶養親族の控除の所得税は38万円、住民税は33万円を廃止するという事です。住民税24年度からで所得税23年度から実施される予定となっております。それからガソリン税については、報道のとおり地球温暖化対策に変えていくのだけでも、今年度は現行の水準で維持するという事です。たばこ税はそのとおり変わるということであります。

このように税制の改正が予定されているということで、国も地方も税収についてはいずれにしても非常に厳しい状況であるという説明が昨日ありました。その他、電子申告の推進と収納の強化に努めてほしいということが国からありました。地方税での収納対策として、コンビニ収納の利用での収納の拡充、滞納処分の強化、人員組織体制の強化を図って欲しいとの説明もありました。国の状況等を説明させていただきました。

本日の調査の内容につきましては担当から資料に基づき説明します。

中村課長・三上課長：あらかじめのテーマにより説明させていただきます。

1 賦課徴収管理システムについて

1-1 導入経過

従来は、平成14年度に導入した住民情報システムを基本にして賦課徴収事務を行なっていたが、課税処理精度の点や収納滞納業務における手処理が多く事務の効率化という面で問題が表面化、さらに度重なる制度・税制改正に対処することが限界に達してきていました。

そこで、新たなシステムの導入を行なうこととし、既存の住民情報システムと新システムの間で中間サーバーを立てることにより連携（住民情報システムからの事実上離脱）を図る方法でシステムを構築した。

システムは平成19年度～20年度の2ヵ年で導入、平成21年度から本格運用を開始。

1-2 システムの内容

No.	業務内容	システム名
1	申告受付業務	申告支援システム
2	家屋評価業務	家屋評価システム
3	償却資産管理業務	固定資産税システム
4	固定資産税課税業務	
5	村県民税課税業務	住民税システム
6	軽自動車税課税業務	軽自動車税システム
7	国民健康保険税課税業務	国民健康保険システム
8	法人村民税課税業務	法人税システム
9	固定資産税収納業務	収納管理システム
10	村県民税収納業務	

1 1	軽自動車税収納業務	
1 2	国民健康保険税収納業務	
1 3	法人村民税収納業務	
1 4	口座振替業務	
1 5	納付書再発行業務	
1 6	各種税目延滞金計算支援	
1 7	分納管理	
1 8	滞納処分支援機能	
1 9	コンビニ収納対応	

1-3 導入経費等

単位：千円

区分	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
導入費	57,602	5,933	—	—
構築事業費	33,610	—	—	—
データ移行費	23,992	5,933	—	—
運用費	—	29,666	49,227	41,933
システム賃借料	—	21,051	21,127	21,127
委託料	—	8,615	28,100	20,806
合 計	57,602	35,599	49,227	41,933

※H19～H20は決算ベース、H21は、決算見込み、H22は当初予算（案）ベース

1-4 導入のメリット・デメリット

○メリット

- ・各種事務処理の精度が飛躍的に向上したこと。
→計算誤り件数が低下した。
- ・課税事務及び滞納整理事務の手処理件数が軽減されたこと。
- ・法令等に関する解釈の確認方法が確立されたこと。
→税制改正に迅速に対応できるようになった。

○デメリット

- ・業務精度の向上による新たな事務処理が出てきたこと。
- ・委託業務携帯の変更による事務処理が追加されたこと。
- ・住民情報システムとの連携の部分で想定外のトラブルが発生することがあること。
→システム間の事務精度の違いによる連携の停止が発生する。
→これに伴う確認作業が追加されている。

2 村税賦課までの流れについて

(1) 村民税個人分

賦課期日 1月1日

1月 給与支払報告書受付

2月16日から3月15日 村県民税申告相談受付

2月から4月 確定申告書写を税務署から受領

5月 特別徴収分納税通知書発送

(6月から翌年5月までかけて各月給与から特別徴収し納付)

6月 普通徴収分納税通知書発送

(納期4期、6月末、8月末、10月末、12月25日)

以降年度末まで、修正・更正申告及び特別徴収にかかる異動者について月例による賦課処理

(2) 村民税法人分

賦課期日 各法人の決算月による申告納付

申告納付の区分

確定申告 法人事業年度終了後原則 2 か月以内に、中間（予定）申告納付額がある場合は差引いて確定申告納付

中間申告 法人事業年度開始 6 か月経過後の 2 か月以内に、6 か月分の仮決算額分を中間申告納付

予定申告 法人事業年度開始 6 か月経過後の 2 か月以内に、前事業年度分の 6 か月分を予定申告納付

修正・更正申告 申告済額について、過不足額がある場合の修正等

(3) 固定資産税

賦課期日 1月1日

各 月 法務局からの土地・家屋登記異動通知書受付及び未登記家屋の異動名義変更受付処理

6月から翌年1月 新增築家屋調査及び現況調査

1月 償却資産申告書受付

4月 固定資産税納税通知書発送

(納期 4 期、4 月末、7 月末、9 月末、11 月末)

(4) 軽自動車税

賦課期日 4月1日

各 月 原付、小型特殊自動車等の登録・廃車受付、軽自動協会受付分軽自動車等の登録・廃車受付処理

5月 軽自動車税納税通知書発送

(納期全期、5月末)

(5) たばこ税

賦課期日 各月申告納付

本村への卸売販売業者等 日本たばこ産業(株)、T S ネットワーク(株)

(6) 国民健康保険税

賦課期日 4月1日

各 月 転入による国保資格者の前住所地市町村への所得照会

6月 住民税所得データの取込み

7月 国民健康保険税納税通知書発送

(納期 8 期、7 月から翌年 2 月までの各月末、ただし 12 月は 25 日)

以降年度末まで、資格・所得異動者について月例による賦課処理

3 平成 21 年度の税収見込みについて

項 目	決算見込額	(1 現年分)	(2 繰越分)	増減額	伸率
1. 住民税	2,224,689	2,189,936	34,753	△90,797	△3.9
1.1 個人住民税	2,044,538	2,010,938	33,600	△63,038	△3.0
1.2 法人住民税	180,151	178,998	1,153	△27,729	△13.3
2.1 固定資産税	2,020,427	1,980,127	40,300	△50,701	△2.4

2.2 国有資産等所在市町村交付金	11,975	11,975	0	3,381	39.3
3.1 軽自動車税	96,643	95,081	1,562	4,168	4.5
4.1 たばこ税	275,396	275,396	0	△15,112	△5.2
5.1 特別土地保有税	0	0	0	0	
合計	4,629,130	4,552,515	76,615	△149,061	△3.1

4 村税の滞納状況と収納対策について

4-1 収納状況

平成21年度における12月末現在の収納状況

前年同期と比較してみると、村民税のうち法人分の落ち込みが大きいものの固定資産税はほぼ横ばい、軽自動車税は微増となっている。

また、国民健康保険税もほぼ横ばいとなっている。

普通税は90%台で、国民健康保険税は70%前後で推移している。

項目	予算額	調定額	収納額	収納率	予算充
住民税	2,240,613,000	2,411,718,545	1,593,617,810	66.08%	71.12%
個人住民税	2,040,938,000	2,246,641,267	1,421,981,269	63.29%	69.97%
現年度課税分	2,010,938,000	2,073,089,000	1,394,611,522	67.27%	69.35%
滞納繰越分	30,000,000	173,552,267	27,369,747	15.77%	91.23%
法人住民税	1,99,675,000	165,077,278	171,636,541	103.97%	85.96%
現年度課税分	198,676,000	159,624,300	170,482,863	106.80%	85.81%
滞納繰越分	1,000,000	5,452,978	1,153,678	21.16%	115.37%
固定資産税	2,020,127,000	2,278,307,303	1,967,104,779	86.34%	97.38%
現年度課税分	1,980,127,000	2,042,851,700	1,929,690,810	94.46%	97.45%
滞納繰越分	40,000,000	235,455,603	37,413,969	15.89%	93.53%
国有資産等所在市町村交付金	11,975,000	11,975,300	11,975,300	100%	100%
軽自動車税	96,581,000	107,867,600	95,771,303	88.79%	99.16%
現年度課税分	95,081,000	99,047,800	94,209,300	95.11%	99.08%
滞納繰越分	1,500,000	8,819,800	1,562,003	17.71%	104.13%
たばこ税	280,632,000	211,071,430	190,283,671	90.15%	67.81%
特別土地保有税	2,000	0	0	0%	0%
小計	4,649,930,000	5,020,940,178	3,858,752,863	76.85%	82.99%
国民健康保険税	1,102,911,000	1,608,741,246	768,131,319	47.75%	69.65%
現年度課税分	1,013,011,000	1,110,285,900	707,346,860	63.71%	69.83%
滞納繰越分	89,900,000	498,455,346	60,784,459	12.19%	67.61%
小計	1,102,911,000	1,608,741,246	768,131,319	47.75%	69.65%
合計	5,752,841,000	6,629,681,424	4,626,884,182	69.79%	80.43%

4-2 税の滞納状況

滞納額は残念ながら増加傾向にあり、この中には生活困窮や差押えるべき財産がないなどの理由で担税力がない事例も含まれていますので、さらに調査を進めて適正な処分を行なっていく必要がある。

	16年度		17年度		18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
村民税(個人)	3,671	157,092,495	3,600	151,919,742	3,612	138,598,285
村民税(法人)	77	3,842,100	86	4,543,900	83	4,478,195
固定資産税	3,215	223,130,959	3,115	220,034,897	3,207	230,851,718
軽自動車税	1,866	6,923,450	1,918	7,207,090	1,931	7,552,050
特別土地保有	35	16,730,760	32	16,404,260	26	14,759,560
小計	8,864	407,719,764	8,751	400,109,889	8,859	396,239,808
国民健康保険	6,304	470,896,058	6,218	484,642,481	6,640	503,751,802
合計	15,168	878,615,822	14,969	884,752,370	15,499	899,991,610
	19年度		20年度		21年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
村民税(個人)	3,763	135,713,436	3,993	156,066,198	4,325	174,102,660
村民税(法人)	96	4,874,095	109	5,849,882	106	5,452,978
固定資産税	3,114	223,136,885	3,186	220,616,182	3,235	235,827,903
軽自動車税	1,965	7,820,350	1,963	7,939,960	2,070	8,831,800
特別土地保有	14	13,213,800	4	300,400	0	0
小計	8,952	384,758,566	9,255	390,772,622	9,736	424,215,341
国民健康保険	6,897	504,528,405	6,832	498,797,708	4,262	501,428,346
合計	15,849	889,286,971	16,087	889,570,330	13,998	925,643,687

※年度当初の調定ベース(年度途中で課税状況に変更がありさかのぼって修正することがあるので、必ずしも決算額とは一致しない。)

4-3 滞納処分状況

(1) 差押状況

差押とは、徴収金が納期限までに納付されず、督促状を発してもなお完納されない場合に、滞納者の財産処分を制限し、換価できる状態にしておく強制処分を言う。

平成20年度における差押の状況は次のとおり。

(単位：件、円)

区分	件数	対象税額 (A)	件数	取立・換価 (B)	未納額 (A)-(B)
動産	1	637,700	1	0	637,700
有価証券	0	0	0	0	0
債権					
預貯金	61	27,751,372	61	6,638,172	21,113,200
給料等	8	2,935,498	62	3,111,070	△ 175,572
国税還付金	15	4,234,171	10	782,472	3,451,699
地方税還付金	8	2,074,700	8	188,720	1,885,980
その他	9	19,955,893	9	6,069,348	13,886,545
不動産	30	22,724,735	2	3,990,000	18,734,735
無体財産権					
電話加入権	0	0	0	0	0
合計	132	80,314,069	153	20,779,782	59,534,287

※取立・換価欄には督促手数料、延滞金が含まれているので、対象税額よりも多い場合がある。

※給与等は、差押が1件であっても滞納額がなくなるまで毎月換価になるので、その都度件数をカウントすることから多くなる。

平成21年度における預金差押の状況

(単位：件、円)

	差押件数及び金額				調査のみ 件数	計	
	完納		一部			件数	金額
	件数	金額	件数	金額			
5月	25	3,330,600	11	455,454	10	46	3,786,054
6月	13	1,126,800	0	0	0	13	1,126,800
7月	2	269,200	4	168,227	2	8	437,427
8月	11	431,800	5	600,391	0	16	1,032,191
9月	5	694,000	2	77,909	3	10	771,909
10月	5	1,435,000	8	1,011,155	3	16	2,446,155
11月		985,000	9	1,060,341	5	14	2,045,341
計	61	8,272,400	39	3,373,477	23	123	11,645,877

滞納額全体からすれば取立・換価できた金額は必ずしも多くないが、多くの場合自主納付や分納誓約による分納に結びついたり、参加差押（ある機関執行した差押に便乗する形で競売代金から配当を受けることができる仕組み）や交付要求（滞納者の財産につき強制換価手続が行なわれた場合に裁判所や破産管財人等に配当の交付を要求する仕組み）をしたり、生活困窮や差押えるべき財産がないことによる執行停止の処分を行っているので、差押は担税力があるにもかかわらず督促等をしてもお反応がない場合に執行しているというのが現状。

4-4 収納対策

現在取り組んでいる収納対策は次のとおり。

(1) 督促状の送付

各税目ごとに納期限後20日以内に督促状を発し、納税を促している。

督促には①租税等の履行の催促、②徴収権の消滅時効の中断、③差押えその他の滞納処分的前提としての効果がある。

したがって、督促を受けてから10日を経過した日までに完納しない場合は、差押えができることになっている。

(2) 納税催告の送付

督促をしてもなお完納されない場合に、さらに納付を促すために発している。

名称は「催告書」「最終催告書」「差押事前通知書」などいろいろあるが、時効の中断の効力を生じさせるとともに、差押えに着手するための事前準備の意味合いもある。

(3) 分割納付による納付相談

納税者等が災害等を受けたことなどの理由で、納期限までに税金を納めることができない場合に、その申請に基づいて1年以内の期間に限り分割して納付することができる制度で、その相談にのっている。

現在分割納付をしている件数は約400件で、1年以内に完納することが原則ですので、安易な分納誓約をしないことはもちろん、分納誓約後においても理由なく履行されない場合はただちに分割納付を中止し、差押えなどの滞納処分を行なうことにしている。

(4) 徹底した調査に基づく滞納処分

村では、徹底した調査に基づく滞納処分（財産の差押え、換価、配当）を行なっている。

最も効果的なのは債権で、例えば給与、年金、預貯金、利益配当請求権、売掛金、電話加入権、産地作り交付金、団体出資金などがこれにあたる。

村では特に、給与、年金、預貯金、産地作り交付金、出資金などについて力をいれている。

また、土地などの不動産も差押えしているが、公売に至るまでの手続きが煩雑で、しかも昨今の経済情勢を反映して必ずしも売れるとは限らず、そのまま塩漬けの状態になっているケースもある。

最近では滞納者の住居等を搜索して差押えるべき財産の発見等を行なうための強制調査である「搜索処分」にも力を入れ、動産（自動車、テレビなど）や有価証券（手形、小切手、株券、ゴルフ会員権など）についても差押える体制を整えている。

(5) 高額滞納者の洗い出しと進行管理

滞納額が50万円以上の滞納者（約600件）について、1件ごとに洗い出しを行ない、滞納処分の基本である「取るか」「押さえるか」「落とすか」の判断を毎月行なっている。

いずれの場合も徹底した調査が基本になるので、預貯金などの債権や動産、前住所地及び本籍地を含む不動産の動向を調査し、その上で最終的な目標を定め進行管理をしてる。

(6) 現年度優先の収納対策

現年度分の収納率を高めることは、それだけ滞納が減ることに繋がり、早い段階での「取るか」「押さえるか」「落とすか」の判断が容易になるので、年間スケジュールの中で現年度分の徴収に力をいれている。ちなみに平成21年度は9月から11月まで毎月催告書を発布、約半数の方について完納や分割納付に結び付けている。

また、現年分滞納者への早期財産調査と差押を行なうとともに、過年度分滞納者への差押、呼び出しによる滞納整理を徹底していく。

(7) 回収不能債権整理の推進

比較的過年度分に多い回収が困難な不良債権（滞納金）について徹底した調査を行ない、必要に応じて執行停止、不納欠損処理など早急かつ適正な処分を行なっている。

(8) 納めやすい環境の整備

納め忘れを防ぐという点で効果的な口座振替の制度を勧めている。

NHKの受信料などの公共料金を口座振替で支払っている方が多くおり、税金に関しても納期日ごとに自動的に指定の口座から引き落としになるので、納税者にとってもまた村にとっても非常に便利な方法であるということがいえる。

平成22年度からは1人1口座から1税目1口座に改める予定であり、これにより税目ごとに口座を指定することができるので、口座振替がさらに便利になる。

また、24時間いつでも納付することが可能な「コンビニ収納」の要望も出てきていることから、平成23年度からの導入を目指して準備を進めることとしている。

導入スケジュール

	H22	H23	H24	H25
導入スケジュール	導入準備	軽自動車税	軽自動車税 村民税 固定資産税	軽自動車税 村民税 固定資産税 国民健康保険税

(9) 関係機関との連携と体制の整備

岩手県と県内各市町村で構成する岩手県地方税特別滞納整理機構や関係市町村（陸前高田市を除く。）との連携により、高額滞納者や長期滞納者の解消、整理を図っている。

また、平成22年度は臨戸徴収制度を廃止し、調査に主眼を置く税務調査員制度の充実（税務調査員の増員）を図り、徹底した調査に基づく滞納処分を進めていくこととしている。

5 不納欠損処理の方法について

5-1 不納欠損とは何か

税金を徴収するときは、「誰が」「いくら」「どのような性格のお金を納める必要があるのか」を確認した上で徴収額を決定しますが、この決定する行為を「調定」といいます。調定を行ったものの何らかの理由で徴収ができず、今後も徴収の見込みがたたないことから、その調定の額を消滅させることを「不納欠損」といいます。

5-2 不納欠損の条件

地方税法に定められている不納欠損の条件は次のとおり。

条 件	関係条文	内 容
消滅時効による不納欠損処分	第18条第1項	法定納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ時効によって消滅する。
滞納処分の停止の継続による不納欠損処分	第15条の7第4項	滞納処分をする財産がないとき、滞納処分をすることで生活が著しく困難になるとき、または滞納者が所在不明の場合は、滞納処分の停止をすることができるが、この停止が3年間継続した場合は納付、納入義務が消滅する。
滞納処分の停止に伴う不納欠損処分	第15条の7第5項	滞納処分の執行を停止した場合において徴収金を徴収できないことが明らかなきは、その徴収金の納付、納入義務を直ちに消滅させることができる。

5-3 不納欠損処理の状況

不納欠損処理の状況は、次のとおり。

	年 度	金 額	件 数
村民税（個人）	H 6～H20	7,746,915 円	291 件
村民税（法人）	H15～H19	482,882 円	10 件
固定資産税	H 7～H20	8,874,616 円	218 件
軽自動車税	H10～H20	864,460 円	202 件
特別土地保有税	H10～H20	300,400 円	4 件
一般会計合計		18,269,273 円	725 件

6 岩手県地方税特別滞納整理機構との連携について

6-1 岩手県地方税特別滞納整理機構とは何か

岩手県地方税特別滞納整理機構（以下「機構」という。）とは、個人の県民税、市町村民税及びその他の市町村税（固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納整理と市町村における滞納整理に関する技術の向上を図ることを目的として、岩手県及び県内各市町村が構成メンバーとなって平成18年10月1日に設置された。

平成22年1月1日現在、岩手県と34市町村中33市町村が加盟（陸前高田市は未加入）し活動している。

滝沢村は発足当時から加盟しており、平成18年度から平成20年度までは職員を派遣し、人材育成に取り組んでいる。

6-2 連携内容

(1) 機構への引き継ぎ

滞納者のうち高額又は納税意識のない困難な事案について機構に引き継ぎ、村に代わって

滞納整理をしてもらうというもの。件数としては5件程度。

(2) 機構への引継ぎ予告

機構への引継ぎをするにあたり、滞納者に対してその旨の予告を行なうというもの。機構という組織のアナウンス効果を狙ったもので、これにより完納あるいは分納誓約に結びついたものは移管を取りやめ、それ以外について引継ぎを行なう。

(3) 滞納事案個別相談会の実施

機構の職員が来庁し、個別事案に対する対処方法について指導を行なうというもの。年2回実施。

(4) 処分等相談会

機構の職員が来庁し、捜索、公売などの事案について指導を行なうというもの。

(5) 徴収事務研究会の開催

徴収事務に関する研究テーマに基づき加盟する市町村職員が一堂に会して方向性を見出していくもの。市町村間の情報交換の場として有効であることから参加者からは好評。

(6) 職員派遣

機構に1年間市町村職員を派遣し、滞納整理に関する技術の習得を図るもの。滝沢村では機構発足の平成18年10月1日から平成21年3月31日まで毎年職員を1名派遣している。

現在その職員が3人とも収納課にいますが、機構で培った知識経験を水平展開することにより、収納課全体の技術の向上に繋げている。

【質疑】

委員長：説明ありがとうございました。これより質疑に入ります。

武田：一般質問でも聞いていますが、国保税について減免規定がありますよね、その中でいわゆる生活困窮で以前に聞いたときに、実際に生活困窮で減免された人がいないと聞いたことがある。資料6の不能欠損の推移の中で、国保の二号が生活困窮の部分で、二号該当の減免対象にならないのか、当局側は負担の公平と答弁されるが、実際に生活困窮で払えない人もいるわけで、事務的な処理の仕方ではできないのかそれとも減免要綱そのものがあまり役に立たないのかお聞きしたい。

中村課長：減免というのは地方税法に基づいて二号に該当するというので、滞納が発生し、調査した結果、今の生活実態からいって払えないということが明らかになったので過年度も含めて停止をかけるということです。委員が言う減免というのは、国民健康保険の運用の中での、今年この位かかったのだけれども、生活が厳しく払えないというお話だと思いますが。制度上での減免と不能欠損は別物であります。現時点で調査した結果、生活困窮ということで収めていただくのが困難で徴収できないと判断し減免するものであります。

武田：例えば滞納していると、明らかに調査して滞納している人が、毎年国保税を賦課しても払えないとなればその傾向や状況が見えてくると思います。税務課と収納課と減免を決める保険年金課とどのような話し合いがされ、決めるのかわかりませんが、その際に制度的なものに穴埋めをすることによって、国保税は一旦賦課すると減免の対象とはなりません。生活実態をみて不能欠損までもっていくのか執行停止にするのかという方法しかないというのだけれども、実際にわかっているならば国保税を

算定する段階でいわゆる減免対象になるのではないのかという制度にしなければならぬと思う。そういうことがすれ違っているのかなどいつも思っているが、私の考えはずれているのでしょうか。

中村課長：ご事情はわかりますが、停止をしたりいわゆる欠損とすることは税法によって私どもも肅々と事務をすすめるものでありまして、また例えば盛岡市のように賦課、徴収、移動まで一つの課で事務を執っていれば、移動の段階や過去の状況等もわかるかも知れませんが、村のように三課に分かれている状況では、連携をとることは必要であります。現状難しい状況にあります。それぞれ三課では、法令により事務を行っている状況です。

三上課長：若干付け加えますが、21年度の国保税で所得が減りましたということでの減免申請が25件あり、その中で調査していくと前年より三割以上所得が減った場合に減免適用になりますが、計算して三割までは減少しなかったが、生活の困窮度合いにより減免したというケースが一件ありました。今年度に入りまして、申請が増加傾向にあります。しかし、所得が減ったと申請してくる方でも中には、多額な定期預金があったりする方もあり、対象とならない場合もあります。

副委員長：先ほどの徴収システムの説明で、賦課と収納が一体となっているとの説明でしたので、事務も一体となっていると思ってしまうが、しかし先ほどの課長の説明では3課にまたがっているのが難しいとの説明があった。システム自体が一体化されているという説明がまずは誤解を招くと思うし、このシステムで賃借料が二千万円程、委託料が二千万円程で合計年間四千万円程度かかっており、導入してのメリット、デメリットがあるという部分で費用対効果はどのようになっているのか。

次に給料等の差し押さえという部分がありますが、特別徴収で個人分とか給料から引かれていますよね、それ以外で固定資産税とかを給料等から差し押さえるのかその中身的なことはどうなっているのが2点目です。あと現年分をがんばって徴収するのが不能欠損を少なくなるということでしたが、もっと具体的にどういう対策をされていて今後どのように対策をするのかお聞きします。

最後に、資料7の1に不能欠損が平成15年の金額と件数が多いのは、5年になるからということなのか確認します。

三上課長：新税システムは、21年度4,900万円程、22年度が4,100万円となっておりますが、旧システムでは19年度は4,600万円程かかっていたのでほぼ同額で、22年度と比べると数百万円下がっている状況にあります。そこで大きいメリットではより細かく随時計算できるようになっているという課税上のメリットもありましたし、手処理が少なくなった部分もあります。また滞納整理関係のところでのメリットも大きく以前は滞納者毎のカードを作り手処理で対応していたものが全てシステム化され画面上での確認や整理が簡易にでき、その他検索するなどでも管理しやすくなっています。額的なものばかりではなく汎用性からも導入メリットは大きいと感じています。

中村課長：給与からの差し押さえはほとんどが過年度分であります。滞納の状況によりその方がどこに勤めているかをまず調査し、拒否される企業等もありますが協力要請をします。協力をいただいた場合には毎月、郵便振替等でなくなるまで振り込んでいただくという流れになります。

現年度の優先の考えは、これまで実際には、事務量の関係で過年度分に手を付けてこなかったということが実際であります。過年度の処理をどうしようか悩んでいたところ、今年度の4月より総括主査が配属され、少しでも取り組みやすいようにするために、現年度をしっかりと対応して、滞納になった場合には調査員がおりますのでそちらで対応するとしたならば、職員も気持ち的に少し楽になり積極的に取り組むようになってきました。現年分を対応することが、次年度に回さない、そうすると自分たちの苦労が減るという意識改革が出来たことが大きいと思っています。他市町では、現年優先ということで徹底的な調査をして一度督促を出して、そして催告を出してそれでも納付がなければ捜索に入って押えて取ってくるということを実施している自治体もあります。将来的にはそのようになってくると思います。不能欠損で平成15年が多いのは、5年を迎えるということで顕著に現れているものです。

副委員長：システムのメリットが大きいとの説明がありましたが、今後収納率の数値が着実に上がっていくとみていいのか。

中村課長：過年度分については欠損処理を進めていかざるを得ないのかなと思い、準備を進めているところで、3年、5年の先の話しとなりますがそのあたりには数値が上がっていくものと期待しています。

副委員長：不能欠損調の平成6年、7年の数字は来年度も出てくるのか。

中村課長：出てきます。一番古いのが平成元年分で最押さえしているので残っている状態です。

鎌田委員：高額滞納者で50万以上で600件、単純に三億円以上ですね。滞納が9億円あるということは、滞納総額の3分の1とみてよいか。

中村課長：金額においてはよいのですが、ここに掲げているのは納期ごとを積み上げた件数でありますので、一人で複数件ある場合もありますので、何人が滞納しているのかという数字ではありません。納期毎で管理しているものです。

鎌田委員：ということは、件数と人とは別物と解釈してよいか。いずれ高額滞納者をターゲットにして納付を促すということでよいか。

中村課長：どこで線を引くか悩みましたが、まずは100万円以上とした場合、99万円の人はどうなるのだということもあり、まずは50万円ラインを引いたら数が多いことがわかってきました。平成元年頃の滞納者でも小額の方もいて、滞納額に着目して今年度精査しており、まだ一回りしていないので、年度内に一回りさせて捜索するとか預金調査とかの方向性を出し進行管理していく予定で、その後金額を下げ対応していく予定です。

鎌田委員：説明の中で、平成22年度から一人一口座から一税目にするというところがあるが、一口座から数税目を払っている人はそのままでよいのか。

中村課長：そのとおりです。利用者の中には、数税目一騎に引き落とそうとしたため、銀行で引き落としできなかった場合もあり、収めやすい環境を作るため間口を広げるものです。

鎌田委員：21年度収納状況で前年対比、滞納繰越が好転しているのはなぜか。

中村課長：固定資産税につきましては、20年度分で進めた事案でありましたが資金関係でうまくいかなく、年度を越えてしまったということで21年度の滞納繰越分が増え

たという傾向があります。国保税は底をうったのではとみています。様々な手段を講じた結果、現年もさることながら過年度分も合わせて功をそうずるとしてしているとみています。

鎌田委員：資料3の村税等収納状況があります。その中の前年対比の収納率が滞納繰越分が良くよくなってきていることがどうしてかということですが。

中村課長：法人村民税については、専門の調査員を一人配置し徹底した調査を進めており、その地道な活動の成果とみています。

鎌田委員：これからも好転していくとみてよいのか。自然発生的でないか。自然発生的でないか。

中村課長：自然発生ではなく、地道な活動によるものと見ています。

委員長：関連しますが、好転した場合にはその結果を検証してなお継続していく、または効果が出なかった場合には新たな方策を取るとか、そのような対策をとっていかないと中々収納率は上がらないだろうと思いますので、納めている人といない人の不公平感を持たれないように検証する必要があると思う。

鎌田委員：高額滞納者の説明がありましたが、知りたいのはある程度の幅ごとの滞納額別の件数

の割合とその総額に占める割合をみたい。全体像を見たいのでその資料をお願いしたい。

委員長：ただいま要求のあった資料につきましては、委員会として資料の提出を求めることとしてよいか。

委員全員：異議なし

委員長：では、後日資料の提出をお願いします。

遠藤委員：収めやすい環境の整備ということで一税目一口座にすることはいいのですが、納期を月別ごとに変更する制度はつくれないものか。四期でやっているものを月ごとなどにとかはどうか。

佐野峯部長：実はかつて全部税目を一緒にして毎月払ってもらう総合課税という方法を検討した経緯があります。検討した結果、事務処理が非常に煩雑化となるという事務的な理由があるということと、払わずらいという場合もありますが、多くの方は現在の納期が定着して払っていただいています。毎月の方は支払いが何らかの理由により大変であると方なので大方の人に合わせるとまずは今の納期の中で運用できるのかなと考えています。そこで本来ではないけど、極め細やかなという点で、あくまでも納税者に相談に来てもらわなければなりません、相談いただき分納という形で補完している形をとっています。毎月を納期とした場合、払いやすくなると思いますが、検証はしていませんが収納率の向上にはつながらないのかなと考えています。現在の納税環境の改善は、コンビニやクレジットなど生活環境の変化に合わせた納税環境の整備が必要と考えます。国保税が重税感がありますが、4月から課税してはどうかという議論もあり、所得が確定し課税できるのは7月であります。その前に一旦前年分で仮徴収制度とありますが、一度課税してもう一回7月に清算するということになり複雑になり、前に一度検討した経緯もあります。その時は6期を8期に伸ばしてもらおうということにした過去の経緯があります。

遠藤委員：新しいシステムも入れたわけでありまして、これを使えばあまり煩雑ではないと思いますし、一人で口座を増やさせるような煩雑なことをさせるより、納める人にと

ってはよいと思うがいかがか。

佐野峯部長：そういった部分もあると思いますが、課税上の問題と、今も固定資産税とは少しずらしてやっています。一緒にならない努力はしています。

委員 長：我々もまだ十分意を尽くしていない部分もありますので、再度調査する場合がありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

佐野峯部長：税の実態については是非調査いただきたいと思ひます。成果が出ている部分もありますので、その辺の実態も調査していただければと思ひます。

委員 長：以上で本日の調査は終わらせていただきます。ありがとうございました。なお、この税に関しては、再度調査する必要があると思ひますので、3月定例会以降も継続調査するとしてよいか。

委員 全員：異議なし

委員 長：そのようにいたします。3月定例会中の委員会での他の調査事項についても、再協議します。

副委員 長：徴収のシステムの実物を見て調査したいがどうか。また調査員が2名から3名になりその方々からもお話を伺いたい。

事務 局：担当課より確認しておきます。

遠藤委員：税に関する住民アンケートをとったことはあるのか。

事務 局：担当課より確認しておきます。

委員 長：その他委員よりありませんので、これで終わらせていただきます。本日の委員会を閉会します。(14時53分)